えんしんカーライフプラン

２０２５年１２月１０日現在

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>・えんしんカーライフプラン、カーライフプランプライム</td></tr>
<tr><td>２．ご利用いただける方</td><td>・年齢が満１８歳以上の方。
・安定継続した収入がある方。
・就職が内定している学生の方（満１８歳以上３０歳未満までとなります）。
ただし、同居の親を連帯保証人とすること等の条件を満たすことが必要となります。
・しんきん保証基金の保証を受けられる方。
【カーライフプランプライム】
次のいずれかを満たす方は、保証料が割り引きとなるカーライフプランプライムが適用となります。
① 新たにご利用になるローン申込みをインターネットで行った方。
② 次の電気自動車等（新車・中古車）を購入する方
電気自動車
燃料電池自動車
プラグインハイブリッド自動車
ハイブリッド自動車
③ 申込時点又は融資実行日時点において、当金庫の対象ローンが次の条件を満たす方。
<table><tr><th>対象ローン（次のいずれか）</th><th>条　件</th></tr><tr><td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当
・貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方
・完済して３年以内の方</td></tr><tr><td>基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》</td><td>次のいずれかに該当
・ご契約中の方
・新規ご契約するカーライフプランプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３．お使いみち</td><td>・申込人並びにその家族（配偶者・親・子・孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の①～⑧に用いる資金
① 購入資金
② 車検・修理費用
③ パーツ・オプションの購入及び取付費用
④ 自動車保険費用
⑤ 運転免許取得費用
⑥ 車庫設置費用
⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用
⑧ お使いみちが上記①～⑦のローンの借換資金（申込人のもので、当金庫を含む金融機関及び信販会社等からの借換えに限ります。）
※事業性のもの（個人運送業者の運搬用自動車購入資金、自動車販売業者の販売用自動車購入資金など）、個人間売買、支払先が申込人経営先（申込人本人又はその配偶者・親・子が営む法人及び自営業）の場合は、上記のお使いみちに該当するものであっても本プランはご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>４．ご融資金額</td><td>・1,000 万円以内（１万円単位）
ただし、本件以外にしんきん保証基金保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000 万円までといたします。</td></tr>
<tr><td>５．ご利用期間</td><td>・３か月以上１５年以内（貸付日から１５年目の応答日の属する月の末日まで）
※１.元金返済の据置期間は、６か月以内となります。ただし、新卒就職者内定者の方は、就職月の翌々月までといたします。
※２.産前産後休業中又は育児休業中の方は、上記６か月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長２年間まで可能といたします。
なお、元金返済据置期間を設けた場合のご利用期間は、最長 12 年間といたします。</td></tr>
</table>

《裏面に続く》

《前頁から続く》

６．ご融資利率	・ご融資時に変動金利又は固定金利（５年・１５年）のいずれかを選択いただけます。 ・変動金利のご融資利率は、当金庫が定める「新短期プライムレート」を基準に決定させていただきます。 なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。 ・変動金利の場合、ご融資後の利率は、４月１日及び１０月１日の年２回基準金利の見直しを行い、基準日が４月１日の場合は６月、１０月１日の場合は１２月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。
７．ご返済方法	・毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の５０％までとします。 ・元利均等返済の場合、利率見直しの都度、ご返済額を変更いたします。
８．保証人・担保	・しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
９．保証料	・保証料は、利息に含みます。
10．必要書類	①　ご本人確認書類 ・運転免許証又は運転経歴証明書 ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、パスポート若しくは各種健康保険の資格確認書といたします。 ②　年収確認書類 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。 ただし、お申込み金額が１００万円以下の場合は、年収確認書類は不要となります。 ・勤続２年未満の場合、給与所得者に限り、給与明細書でも可 ・年金をお受け取りの方は、年金決定通知書若しくは前年受取額を証する書類 ※支払調書は年収確認書類の対象となりません。 ・産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 ③　資金使途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等（借換資金としてご利用の場合は、融資残高確認書類）
11．手数料等	・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1 回あたり）　3,300 円、全額繰上償還　5,500 円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が１０万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9 時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13．その他	・お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

遠軽信用金庫